

かながわリユースショップ認証

県は、持続的に発展できる循環型社会の実現を目指していますが、その際に必要な3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の取組のうち、リユースを促進するために、平成26年4月から「かながわリユースショップ認証」を開始しました。

1 リユースを巡る動向等

1 国の動向

国においては、平成22年度から「使用済製品等のリユース促進事業研究会」を開催し、リユース推進に向けた課題や支援策を検討しています。

また、平成24年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、「2R (リデュース、リユース)を重視したライフスタイルの変革」を位置付け、「リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会システムの構築を目指す。このため、以下の取組を実施する。」として、「リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係るビジネスの市場につながるような環境を整備する。」としています。

更に、平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」においても、「2Rの取組がより進む社会経済システムの構築」を位置付け、「リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会経済システムの構築を目指して、以下の取組を進める。」として、「リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、盗品販売など事業者の不適正行為防止のための法令順守体制の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進する。」としています。

2 県の取組

こうした動向を踏まえ、県ではリユースを推進するために、県民の皆さんがリユース品の購入や売却にあたって安心してリユースショップを利用できるよう、一定の要件を満たした店舗を認証し、信用力を付与する「かながわリユースショップ認証」を、全国で初めての認証制度として開始しました。

2 制度の概要

■ 認証対象 -

リユース品を売買する事業を行っているリユース業者が設ける県内の店舗であって、古物営業法で規定する古物のうち、次の7種類の品目を扱っている店舗を対象とします。

- ア 衣類
- イ 自転車類
- ウ 写真機類
- エ 事務機器類
- オ 機械工具類(猟銃、小型船舶、家庭用ゲーム機、産業用使用者が業務用に使用する機械は除く。)
- カ 道具類(家庭用ゲームソフト、映画や音楽を記録したCD・DVDは除く。)
- キ 皮革・ゴム製品類

■ 認証基準 -

認証の基準は、次のとおりです。

- (ア) 店舗情報(住所、電話番号、営業時間、定休日)や、販売するリユース品の状態(キズや故障の有無、付属品の有無、保障の有無)、買取るリユース品の条件に関する情報の提供が行われていること。
- (イ) 利用者からの相談、苦情に対し適切に対応できること。
- (ウ) 個人情報の保護に関する法律を遵守するなど、利用者から知り得た個人情報が適切に取り扱われていること。
- (エ) 引き続いて営業できる経理的基礎を有しているリユース業者が設置している店舗であること。
- (オ) 開店から引き続いて3年を越えて営業している店舗であること。
- (カ) 神奈川県暴力団排除条例に規定する暴力団経営支配法人等や暴力団員等でないこと。

■ 認証手続 -

県は、認証の基準に適合すると認めるときは、申請のあったリユース業者に対し、かながわリユースショップ認証書及び認証ステッカーを交付するとともに、かながわリユースショップ認証簿に登録し公表します。

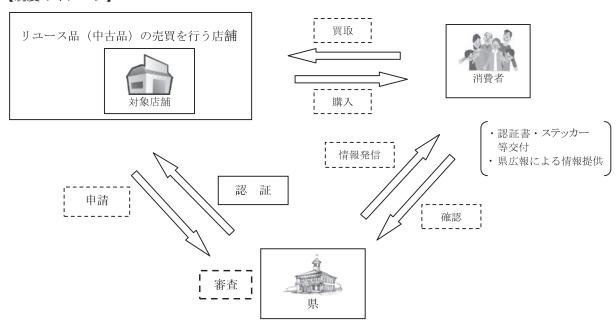


【認証ステッカー】

■ 有効期間 -

認証の日から5年間(初回の認証は3年間)とします。

【制度のイメージ】



3 認証の状況

認証の状況は、県ホームページ中の「かながわリユースショップ認証制度」に「かながわリユースショップ認証店一覧」として随時更新しています。

リユース品を購入・売却される際には、認証 店舗をご利用ください。



「かながわリユースショップ認証制度」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/ p760300.html/